

小規模多機能 ホームタウン上河内 運営規程

(介護予防小規模多機能型居宅介護施設・小規模多機能型居宅介護施設)

(事業の目的)

第1条 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従いご利用者が自宅で可能な限り、暮らし続けられるような生活の支援を目標として、通いサービス訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

(運営方針)

第2条 ご本人の希望を確認すると共に、身体状況、認知症確認、生活状況、家庭環境等を考慮し可能な限り、小規模多機能サービスを組み合わせ地域での生活の継続に必要な小規模多機能サービスを具体的に提供します。事業実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 小規模多機能 ホームタウン上河内
- 2 所在地 宇都宮市下小倉町1234-1

(営業日及び営業時間)

第4条 営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1 営業日 365日
- 2 営業時間
訪問サービス 24時間
通いサービス 9時～19時
宿泊サービス 19時～翌9時

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護職員 常勤6名以上
介護職員は、利用者の日常生活に必要な介護を行う。
- 3 介護支援専門員 常勤1名以上
介護支援専門員は、利用者課題を評価し、利用者の希望を踏まえ、介護職員と協議し、小規模多機能介護計画の作成を行う。
- 4 看護師 1名以上 健康チェック等医療業務。

(利用者の定員)

第6条 事業所における利用者の定員は、次のとおりとする。

登録者	29名
通い	18名
泊り	9名

(サービス内容及び利用料等)

第7条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険における厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、保険適用のものである場合は、その介護保険負担割合に応じた額を本人が負担する。

- ・ 日常生活上必要な介護を提供し、必要に応じて排泄介助、入浴介助、食事介助等を行う。
- 2 日常生活において、本人が負担するものが相当と思われるものについては、本人もしくは家族の同意を得たうえで、実費請求とする。
 - ・ 食事代 朝食 260円 昼食 590円 夕食 540円
 - ・ 宿泊費 1泊 970円 配食 240円
 - ・ 洗濯代 1回 80円
 - ・ 趣味などに関する原材料費

(緊急時における留意事項)

第8条 職員は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師等の診断を受け、必要に応じて協力病院に搬送する等の措置を講ずるとともに、家族に報告しなければならない。

(利用についての留意事項)

第9条 利用者は、次の行為をしてはならない。

- ・ 他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ・ 喧嘩もしくは、泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- ・ 指定した場所以外で火気を用い、または就寝し若しくは寝具の上で喫煙すること。
- ・ 故意に施設若しくは物品に障害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- ・ 金銭又は物品によって賭け事をする事。
- ・ 無断で物品の位置、または形を変えること。
- ・ その他、共同生活に支障を来たす行為をすること。

(非常災害の対応)

第10条 非常災害時対策に関しては、建物内の非常口の確保や警報装置の設置などで対応する。また、平常時に関しても年2回夜間および昼間を想定した非難訓練を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、職員等の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

研修 年2回以上

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後もこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は理事長がこれを決定する。

(地域との連携)

第12条 地域との連携を図るため、おおむね2ヶ月に1回以上運営推進会議を開催し、事業所の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。また、運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等の中から構成する。

- 2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成すると共に、当該記録を公表するものとする。

(虐待防止策)

第13条 施設(事業所)は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設(事業所)は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則 この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 30 年 2 月 1 日から施行する。
この規定は令和元年 10 月 1 日から施行する。
この規定は令和 3 年 10 月 1 日から施行する。